

教科書が採択されるまで

本年度は、中学校特別の教科「道徳」の教科書採択の年にあたります。すべての教科書の採択は、適正かつ公正に行われなければなりません。

今回は、教科書が採択されるまでの流れについて、お知らせいたします。

1. 調査委員会

まず、文部科学省で検定された教科書図書について、調査委員が調査・研究します。調査・研究は「教育基本法の理念」「学習指導要領の目標等」「使いやすさ、見やすさ」等を観点として行います。また、中学校、図書館で実施したアンケート結果も参考にされます。

2. 選定委員会

調査委員会後、選定委員会が開催されます。調査委員会から提出された報告書をもとに、選定委員が、調査の観点に加え、「長崎県教育振興基本計画の趣旨等」の観点を加え、作業に入り、複数の教科書に絞り込みを行います。

3. 教科書採択協議会

選定委員会からの報告書をもとに、1つの教科書に絞り込みを行います。教育委員、学校関係者、学識経験者、保護者代表からなる協議会において、選定委員の代表からの聞き取りも含めて、慎重に協議をし、採択を行います。

4. 教育委員会

採択協議会で採択された教科書を、長与町教育委員会で審議し、決定します。教育委員会の議事録は公開されます。決定された教科書は、長崎県教育委員会に報告されます。

今年度から、3年にわたり教科書採択が実施されます。適正かつ公正を旨に進めていきます。

平成30年7月2日

長与町教育委員会学校教育課